

愛知県立大学留学生対象科目委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、教育支援センターに設置する留学生対象科目委員会（以下「委員会」という。）について、教育支援センター規程第10条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議・運営する。

- (1) 学術交流協定大学留学生対象科目のカリキュラム及び時間割に関する事
- (2) 学術交流協定大学留学生プログラムの企画・運営に関する事
- (3) 学術交流協定大学留学生対象科目の非常勤講師の任用等に関する事
- (4) 留学生対象科目に関する教養教育センターとの連携に関する事
- (5) その他必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教育支援センター長
- (2) 教育支援センター副センター長
- (3) 留学支援室長
- (4) 教養教育センター長または教養教育センター副センター長
- (5) 留学生が履修可能な教養教育科目の担当教員（専任教員）のうち、教育支援センター長が指名する者 1名
- (6) 教育支援センター長が指名した教員及び事務職員

2 前項第1号から第3号までに掲げる委員の任期はその在任期間、第4号から第7号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長を置き、教育支援センター長をもって充てる。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取することができる。

(定足数及び議決方法)

第5条 委員会の定足数は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会等の庶務は、学務課において担当する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月27日から施行する。